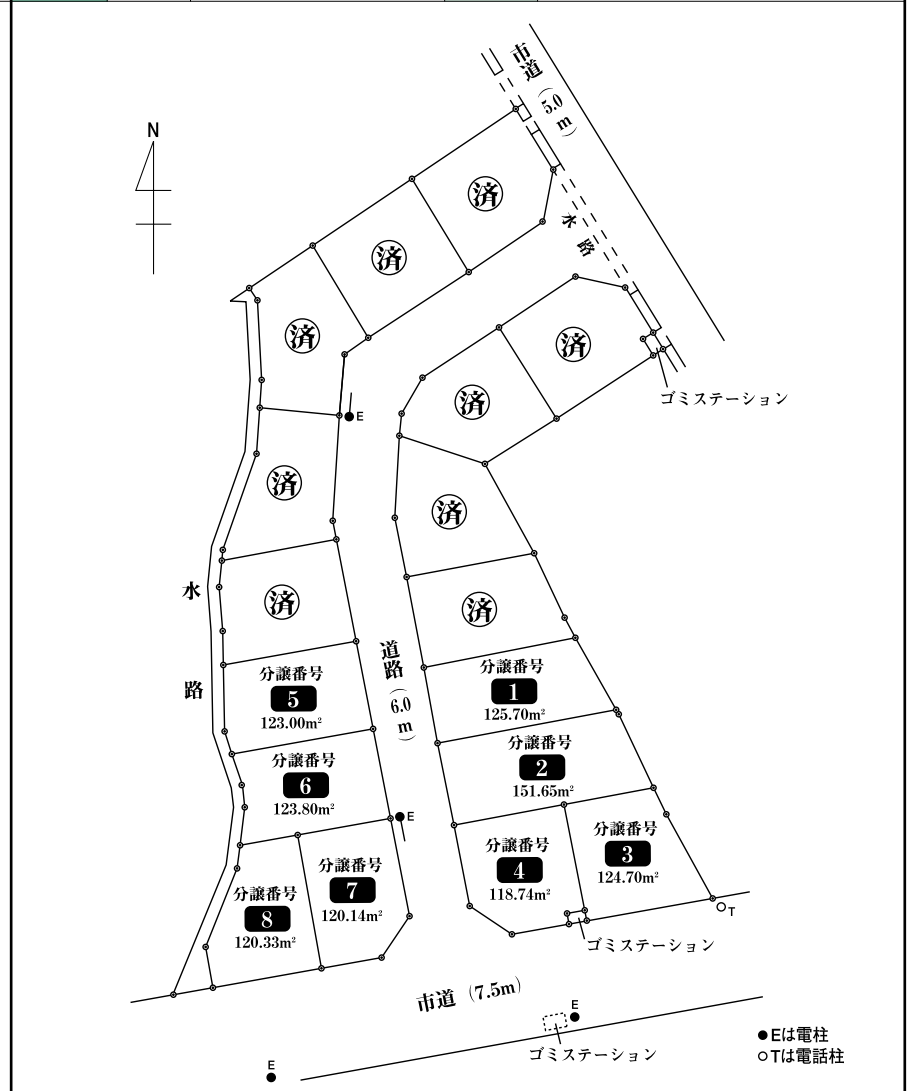
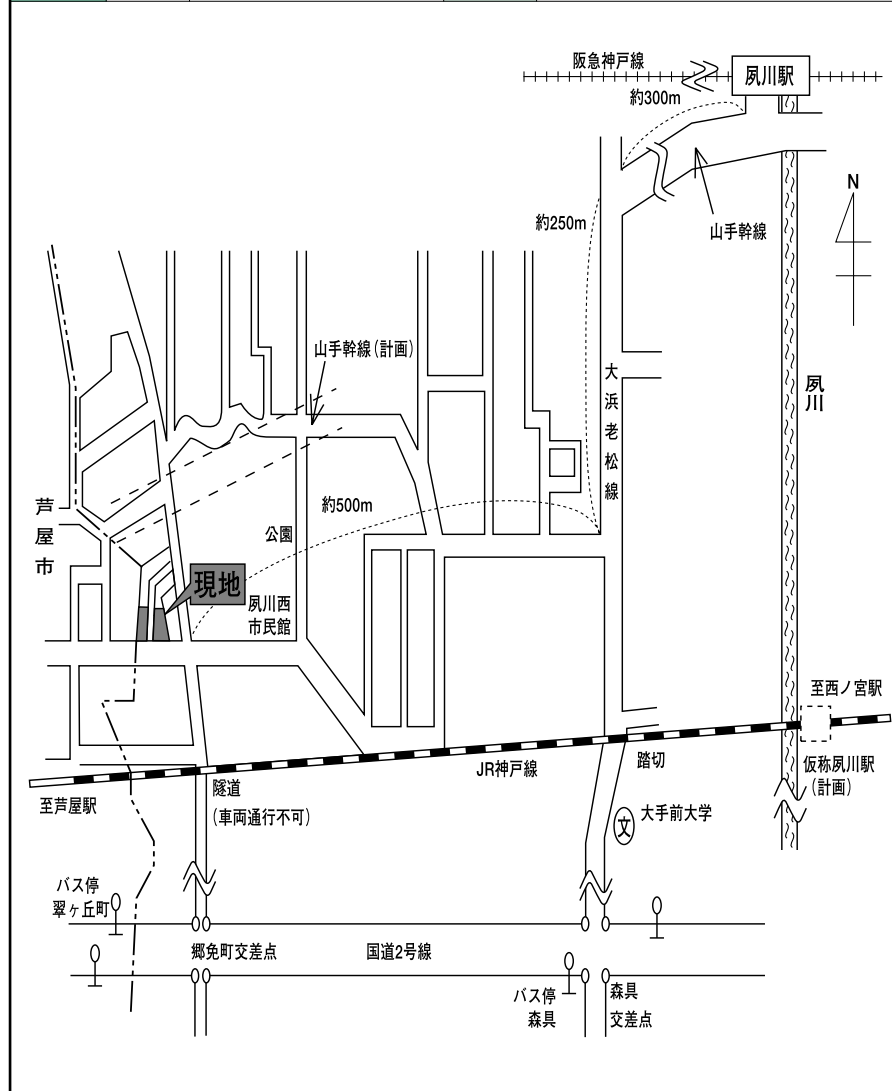


分譲番号	1	大谷町10号地	分譲価格	2,577万円	分譲番号	5	大谷町14号地	分譲価格	2,608万円
分譲番号	2	大谷町11号地	分譲価格	3,109万円	分譲番号	6	大谷町15号地	分譲価格	2,625万円
分譲番号	3	大谷町12号地	分譲価格	2,768万円	分譲番号	7	大谷町16号地	分譲価格	2,775万円
分譲番号	4	大谷町13号地	分譲価格	2,660万円	分譲番号	8	大谷町17号地	分譲価格	2,563万円



分譲の募集要項(抜粋)

分譲の条件

- ①自ら居住するための一戸建住宅を建築し、居住していただきます。
ただし、分譲番号13・14については、店舗・事務所・駐車場等としての利用も可能です。
なお、分譲番号13・14のうち分譲面積が500㎡以上の場合は、一戸建住宅建築用地としても使用できます。
- ②すべての物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用は認められません。
- ③風俗営業及び性風俗特殊営業の用途への使用は認められません。

申込者の資格

- ①居住用の住宅建築用地を必要としている個人。
- ②分譲番号13・14については店舗・事務所・駐車場等居住用以外の目的で申し込む個人・法人も可。
- ③売買代金の支払いが可能であること。

申込の方法等

専用の申込用紙による郵送のみ受付けます。

①申込の期間

平成16年5月25日(火)から6月11日(金)まで

上記期間の郵便局の消印があり、6月15日(火)までに公社到着分を有効とします。

②申込書送付先

〒662-0918
西宮市六湛寺町3番1号 西宮市土地開発公社

③申込方法

所定の宅地分譲申込書に必要事項を記入し押印の上、上記②に郵送してください。(専用の申込用紙による郵送以外は不可)

④申込にあたっての注意事項

- ・申込は1世帯3区画まで(個人の場合)、1法人2区画までとします。
- ・申込後の区画の変更及び記載内容の変更は認められません。
- ・現状有姿売買のため、必ず現地を確認してお申込ください。

当選者の決定方法

1区画について応募者が2名以上になったときは、公開抽選により当選者を決定します。
抽選は各区画(分譲番号)ごとに行います。

この分譲において、申込がなかった区画や、当選者・補欠当選者の辞退等により生じた空区画については、その時点で先着順に受付けます。